

オープンカウンター方式試行要領

(定義)

第1条 オープンカウンター方式とは、少額随意契約において、見積書を徴する相手方を指定することなく、一般競争の手続を簡略化して、見積り合せを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第2条 本要領は、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条第2号から第7号までの規定に該当するものを対象とする。

ただし、庁舎の修繕等緊急の必要によりオープンカウンター方式に付することができない場合、一般競争及び指名競争に付すべきものと判断する場合、又はその他オープンカウンター方式に付することが適切ではないと判断する場合を除く。また、公共調達の適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）を準用して、同号一（2）①の「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」及び同号一（2）のただし書きの「①の例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるもの」を除く。

＜参考＞予決令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）抜粋

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

二 予定価格が四百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三 予定価格が三百万円を超えない財産を買い入れるとき。

四 予定賃借料の年額又は総額が百五十万円を超えない物件を借り入れるとき。

五 予定価格が百万円を超えない財産を売り払うとき。

六 予定賃貸料の年額又は総額が五十万円を超えない物件を貸し付けるとき。

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないものをするとき。

（以下略）

(参加資格)

第3条 本要領の見積り合せに参加できる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

一 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者

二 沖縄総合事務局競争参加者選定要領（昭和58年2年1日付け総会計第68号）において競争参加資格の認定を受けている者、内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において九州・沖縄地域の競争参加資格の認定を受けている者、又は、履行実績等により履行能力に問題ないと認められる者

三 見積り合わせの時に沖縄総合事務局長から指名停止を受けていないこと。

四 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

五 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと

六 予決令第99条第5号の規定に該当するもので、物品管理法が適用される場合は、物品管理法第18条の規定に該当しない者、国有財産法が適用される場合は、国有財産法第16条の規定に該当しない者、並びに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者

(手続)

第4条 オープンカウンター方式に基づく手続きは以下のとおりとする。

一 見積依頼書（様式1）を発注する本局及び各事務所のホームページへの掲載を行うことをもって見積依頼とする。

二 見積依頼の期間は、原則、毎週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の13時30分から翌週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の13時30分までとすること。

三 見積書は、前号の翌週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の13時30分までに、契約担当者に提出すること。

なお、見積書の様式については、任意様式とする。

- 2 見積書の提出は、直接持ち込み、郵送、メール又はFAX※とする。ただし、FAXの場合は、契約の相手方とならなかった場合でも、後日必ず見積書の正を提出すること。また、見積書は余白に「責任者の部署及び氏名、担当者の部署及び氏名並びに連絡先」を記載することにより押印を省略できるので、メールによる提出の場合はこれによること。

※FAXによる見積書提出の場合、必ず担当者にFAXした旨電話連絡する。電話連絡がない場合、その見積書は無効とする場合があるので注意すること。

なお、見積り合せが困難な程度に見積書が多数提出された場合は、同一の者が提出できる見積書の件数を制限することができる。

- 3 見積り合せは、見積書を提出した者の立会を省略する。なお、同価格の見積者が2名以上あるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせ決定する。

＜予決令第81条の規定は準用せず。沖縄総合事務局開発建設部随意契約見積心得（平成24年6月29日付け府開管理第1021号。以下「心得」という。）第9条参照＞

- 4 見積り合せの結果は、契約の相手方となるべき者のみに通知し、他の見積書を提出した者への通知は省略する。

- 5 予決令第99条第3号の規定に該当するものは、見積り合せ後に内訳書を提出しなければならない。

- 6 オープンカウンター方式に付しても見積書の提出がなかった場合等は、予決令第99条の2及び第99条の3の規定を準用して、見積を行う。

＜心得第8条参照＞

（見積書の無効）

第5条 次の各号のいずれかに該当する見積は、無効とする。

- 一 見積に参加する資格を有しない者のした見積
- 二 見積書の提出期限後に到達した見積
- 三 委任状を提出しない代理人のした見積
- 四 記名及び押印（ただし、第4条第2項の記載により押印省略した場合を除く。）を欠く見積
- 五 金額を訂正した見積
- 六 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- 七 明らかに連合によると認められる見積
- 八 同一事項の見積について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の見積
- 九 その他見積に関する条件に違反した見積

＜心得第6条参照＞

（結果の閲覧等）

第6条 入札調書類の作成は省略し、また、入札調書類の閲覧も省略する。

- 2 見積り合せの結果は、担当者に希望すれば見積書等の関係書類の閲覧をすることができる。

ただし、印影等の保護のため、デジタルカメラの撮影等を認めない。

- 3 見積書等の関係書類を提出した者は、前項の閲覧に同意したものとみなす。

（その他）

第7条 その他の手続については、一般競争の手続を簡略化して準用するものとする。

- 2 本要領に定めのないその他の取扱いについては、沖縄総合事務局開発建設部随意契約見積によるものとする。